

新つくばホーム指定居宅介護支援事業所運営規程

第1章 事業の目的と運営の方針

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人筑南会が開設する新つくばホーム指定居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）が行う居宅介護支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、介護保険法に基づき高齢者が自立した生活を送れるよう、介護相談、介護計画等により支援することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業の内容は次のとおりとします。

- 1 事業は、利用者が要介護状態となった場合その可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮してサービスの提供を行います。
- 2 地域包括支援センターとの委託契約による事業として、要支援認定を受けた利用者に対し、要介護状態への進行を予防し、さらに自立した日常生活を営むことができるように介護予防支援のサービスの提供を行いません。
- 3 事業は、利用者の選択に基づき、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効果的に提供されるよう配慮して行いません。
- 4 事業の提供にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ち、利用者に提供されるサービスの種類または特定の事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行います。
- 5 事業の運営においては、関係市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、他事業者、介護保険施設等と連携して行いません。

(事業所の名称等)

第3条 この事業を行なう事業所の名称及び所在地は次のとおりとします。

- 1 名称 新つくばホーム指定居宅介護支援事業所
- 2 所在地 つくば市学園の森3丁目29番地2

第2章 従業員の職種、員数及び職務の内容

(従業員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとします。

- 1 管理者 常勤1名
(イ) 事業所を代表し、業務の総括の任にあたります。
(ロ) 専らその職務に従事するが兼務を妨げない。
- 2 居宅介護支援専門員 専任3名 兼務1名
(イ) 第6条の業務にあたります。
- 3 事務員 兼務1名
(イ) 主に会計事務にあたります。

第3章 営業日及び営業時間

(営業日、営業時間)

第5条 この事業所の営業日、営業時間は次のとおりとします。

- 1 この事業は、毎週月曜日から金曜日までとする。但し、国民の休日及び12月30日から1月3日までの年末年始は除く。
- 2 営業時間は、午前8時30分から午後17時30分までとする。但し、他の時間については、他の職員が相談業務を行ないます。

第4章 同意と契約

(内容及び手続きの説明及び契約)

第6条 内容及び手続きの説明及び契約は次のとおりとします。

事業者及び従業者は、サービス提供の開始に際して、サービス利用申込者又はその家族に対して、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他サービスの選択に資する重要事項を記した文書を交付し説明を行い、同意を得た上で契約を締結します。

(受給資格等の確認)

第7条 受給資格等の確認は次のとおりとします。

事業者は、サービスの利用を希望する者が提示する被保険者証により、被保険者資格・要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認することができます。

第5章 サービスの提供

(居宅介護支援の内容と提供方法等)

第8条 居宅介護支援の内容と提供方法は次のとおりとします。

- 1 要介護認定等の申請に係る援助を行います。
- 2 相談等を受ける場所は、事業所の相談室または利用者の居宅等、利用者が希望する場所とします。
- 3 居宅介護サービス計画又は居宅支援サービス計画の作成と実施状況を把握します。
- 4 利用者の心身の状況、住環境、家庭の状況など居宅介護支援に必要な課題を分析します。課題分析は「居宅サービス計画書ガイドライン」等を用います。
- 5 利用者の要介護状態の軽減もしくは悪化の防止、又は要介護状態になることを予防するための支援を行いません。
- 6 サービス担当者会議は、原則として、ご自宅又は事業所内の会議室にて実施します。
- 7 指定居宅サービス事業所及び介護保険施設等への紹介、その他の便宜を図ります。

(サービスの取り扱い方針)

第9条 サービスの取り扱い方針は次のとおりとします。

- 1 事業者及び従業員は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、利用者の心身の状況等に応じて、適切な処置を行います。
- 2 事業者及び従業員は、サービスを提供するに当たって、漫然かつ画一的なものとならないよう、配慮して行います。
- 3 事業者及び従業員は、介護支援専門員等がサービスを提供するに当たっては懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について理解しやすいように説明を行います。
- 4 事業者及び従業員は、居宅サービス計画の作成に当たってのサービス事業者の選択について、利用者又はその家族の希望を踏まえつつ、公正中立に行います。
- 5 事業者及び従業員は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図ることとします。

(通常の事業実施地域)

第10条 通常の事業実施地域についてはつくば市市内とします。

(利用料及びその他の費用)

第11条 利用料及びその他の費用については次のとおりとします。

- 1 居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額とします。
- 2 事業者は、法定代理受領に該当しないサービスを提供した場合には、利用者から支払いを受ける利用料の額と、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにします。

- 3 通常の事業実施地域を越えた地点から居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収します。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の実費を徴収します。
 - (イ) 事業所からおおむね10km未満の場合は300円
 - (ロ) 事業所からおおむね10km以上の場合は10kmを超えた距離1kmあたり20円を加算
- 4 前項の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して、事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名捺印を受けるものとします。

第6章 従業員のサービス規程と質の確保

(従業員のサービス規程)

第12条 従業員のサービス規程は次のとおりとします。

従業員は、介護保険関係法令および諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念します。サービスに当たっては、常に以下の事項に留意します。

- 1 利用者に対しては、人権を尊重し、自立支援を旨とし、責任を持って接遇する。
- 2 常に健康に留意し、明朗な態度を心がける。
- 3 お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心がける。

(従業員の質の確保)

第13条 従業員の質の確保は次のとおりとします。

事業者は、従業員の資質向上を図るため、その研修の機会を確保します。

(個人情報の保護)

第14条 個人情報の保護は次のとおりとします。

- 1 事業者及び従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持することを厳守します。
- 2 事業者は、従業員が退職した後も、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じます。
- 3 事業者は、関係機関、医療機関等に対して、利用者に関する情報を提供する場合には、あらかじめ文書により利用者の同意を得ることとします。
- 4 事業者は、個人情報保護法に則し、個人情報を使用する場合利用者及びその家族の個人情報の利用目的を公表します。
- 5 事業者は、個人情報の保護に係る規程を公表します。

第7章 その他

(勤務体制等)

第15条 勤務体制については次のとおりとします。

- 1 事業者は、利用者に対して適切なサービスを提供できるよう、従業員の体制を定めます。
- 2 従業員の資質向上のための研修の機会を設けます。
- 3 従業員は、身分を証する書類を携行し、訪問時又は必要に応じて提示します。

(記録の整備)

第16条 記録の整備は次のとおりとします。

- 1 事業者は、従業員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておくものとします。
- 2 事業者は、利用者に対するサービスの提供に係る諸記録を整備し、その完結の日から5年間保管するものとします。

(苦情処理)

第17条 苦情処理は次のとおりとします。

- 1 事業者は、利用者又はその家族等からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口の設置や第三者委員を選任するなど必要な措置を講じます。
- 2 事業者は、提供するサービスに関して、市町村からの文書の提出・提示の求め、又は市町村職員からの質問・照会に応じ、利用者又はその家族等からの苦情に関する調査に協力します。市町村からの指導又は助言を得た場合は、サービスに関する利用者からの苦情に関して、茨城県国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、茨城県国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告します。

(虐待の防止)

第18条 事業所は、利用者の人権擁護・虐待等の防止のため、次の措置を講じます。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底します。
 - (2) 虐待防止のための指針を策定します。
 - (3) 虐待防止のための従業員に対する研修を定期的実施します。
 - (4) 虐待防止に関する措置を適切に行うための担当者を置きます。
- 2 事業所は、サービス提供中に当該事業所従業員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合には、速やかに、これを市町村に通報するものとします。

(職場におけるハラスメントの防止)

第19条 事業所は、職場におけるセクシャルハラスメントやパワーハラスメントの防止のため、雇用管理上の措置を講じます。

- (1) ハラスメント防止のための指針を策定し、従業者に周知・啓発します。
 - (2) ハラスメントに対する相談の窓口を定め、従業者に周知します。
- 2 カスタマーハラスメント防止のための雇用管理上の配慮を行います。

(業務継続計画)

第20条 事業所は、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、必要な研修及び訓練(シミュレーション)を実施します。

(感染症対策)

第21条 事業所は、感染症の予防及び蔓延を防ぐために必要な次の措置を講じます。

- 1 感染症対策に関する委員会を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底します。
- 2 感染症対策のための指針を策定します。
- 3 感染症対策のための従業者に対する研修を定期的の実施します。
- 4 感染症対策のための定期的な訓練(シミュレーション)を実施します。
- 5 感染症対策に関する措置を適切に行うための担当者を置きます。

(その他)

第22条

この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業者の管理者との協議に基づいて定めるものとします。

付則 この運営規定は平成11年10月1日より施行します。

付則 この運営規定は平成16年11月1日より施行します。

付則 この運営規程は平成18年5月1日より施行します。

付則 この運営規程は平成20年4月1日より施行します。

付則 この運営規定は平成23年12月15日より施行します。

付則 この運営規定は平成25年9月1日より施行します。

付則 この運営規定は平成26年11月26日より施行します。

付則 この運営規定は平成27年7月1日より施行します。

付則 この運営規定は平成30年6月1日より施行します。

付則 この運営規定は令和3年1月1日より施行します。

付則 この運営規定は令和3年4月1日より施行します。

付則 この運営規定は令和3年8月1日より施行します。

付則 この運営規定は令和3年10月1日より施行します。

付則 この運営規定は令和4年4月1日より施行します。

付則 この運営規定は令和6年4月1日より施行します。

付則 この運営規定は令和6年10月1日より施行します。